

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 24 日

各 検疫所 御中

健康・生活衛生局食品監視安全課

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示について

今般、標記について、消費者庁次長から、別添のとおり各都道府県知事等宛てに通知されましたので送付いたします。

関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

別添

消 食 基 第 252 号
令 和 7 年 4 月 23 日

厚生労働省健康・生活衛生局
食品監視安全課長 殿

消費者庁食品衛生基準審査課長
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（令和7年内閣府告示第90号）
が本日告示され、その内容等について別添のとおり各都道府県知事等宛てに通知
しましたので、御了知いただくとともに、関係者への周知等をお願いします。

消 食 基 第 249 号
令 和 7 年 4 月 23 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

消 費 者 庁 次 長
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（令和7年内閣府告示第90号）が本日告示され、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

記

第1 改正の概要

以下の品目について、食品中の残留基準値を改正したこと（別紙参照）。

農薬アクリナトリン、農薬インピルフルキサム、農薬スピロテトラマト、
農薬スルホキサフロル、農薬ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート、
農薬フルチアニル並びに農薬ホスチアゼート

第2 施行期日

1 改正後の残留基準値の適用について

告示の日（令和7年4月23日）から適用すること。ただし、下表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して1年を経過した日（令和8年4月23日）から適用すること。

＜告示の日から起算して1年を経過した日から残留基準値を適用する食品＞

農薬	食品
アクリナトリン	その他のきく科野菜、アスパラガス、なす、その他のなす科野菜、きゅうり（ガーキンを含む。）、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）及び茶
インピルフルキサム	オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）及びグレープフルーツ
スピロテトラマト	大豆、小豆類、えんどう、そら豆、その他の豆類、てんさい、たまねぎ、にんにく、にら、その他のゆり科野菜、セロリ、トマト、ピーマン、なす、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、まくわうり、まくわうり（果皮を含む。）、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、みかん、みかん（外果皮を含む。）、なつみかんの果実全体、レモン、グレープフルーツ、ライム、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、すもも（プルーンを含む。）、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、かき、グアバ、パッションフルーツ、綿実及びコーヒー豆
スルホキサフロル	大豆、その他のなす科野菜、その他のうり科野菜、しいたけ、その他のきのこ類及びもも（果皮及び種子を含む。）
ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート	ばれいしょ、やまいも（長いもをいう。）、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、にんにく、にら、なす、きゅうり（ガーキンを含む。）、すいか、ほうれんそう、未成熟えんどう、えだまめ、その他の野菜及びその他のハーブ
フルチアニル	トマト、きゅうり（ガーキンを含む。）及びかぼちゃ（スカッシュを含む。）
ホスチアゼート	チンゲンサイ、にんにく、なす、かぼちゃ（スカッシュを含む。）及びいちご

2 規制対象について

告示の日から起算して1年を経過した日から改正後の残留基準値が適用される農薬のうち、残留の規制対象を変更することとしているもの（「第3運用上の注意」1参照）については、規制対象の変更についても同日から適用すること。

第3 運用上の注意

1 残留基準値関係

(1) 別紙のうち残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、

一律基準（0.01 ppm）を適用すること。

- (2) 今回残留基準値を設定する「アクリナトリン」の規制対象は、アクリナトリンのみとすること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

- (3) 今回残留基準値を設定する「インピルフルキサム」の規制対象は、農産物、魚介類及びはちみつにあってはインピルフルキサムのみとし、畜産物にあってはインピルフルキサム及び代謝物I【*N*-[*(1R, 3R; 1R, 3SR)*-2, 3-ジヒドロ-1, 3-ジメチル-1-(ヒドロキシメチル)-1*H*-インデン-4-イル]-1-メチル-3-(ジフルオロメチル)-1*H*-ピラゾール-4-カルボキサミド】（抱合体を含む。）とする。ただし、代謝物Iはインピルフルキサムの濃度に換算すること。

なお、改正前の残留の規制対象は、インピルフルキサムのみであること。

- (4) 今回残留基準値を設定する「スピロテトラマト」の規制対象は、スピロテトラマト及び代謝物M1【シス-3-(2, 5-ジメチルフェニル)-4-ヒドロキシ-8-メトキシ-1-アザスピロ[4.5]デカ-3-エン-2-オン】とする。ただし、代謝物M1はスピロテトラマトの濃度に換算すること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

- (5) 今回残留基準値を設定する「スルホキサフロル」の規制対象は、スルホキサフロルのみとすること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

- (6) 今回残留基準値を設定する「ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート」の規制対象は、メチルイソチオシアネートのみとすること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

- (7) 今回残留基準値を設定する「フルチアニル」の規制対象は、フルチアニルのみとすること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

- (8) 今回残留基準値を設定する「ホスチアゼート」の規制対象は、ホスチアゼートのみとすること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

2 その他

- (1) 今般の残留基準値の設定に合わせ、今後、農林水産省において、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づき、農薬アクリナトリン、農薬インピルフルキサム、農薬スピロテトラマト、農薬スルホキサフロル、農薬ダゾメット及び農薬ホスチアゼートに係る適用拡大のための変更登録が行われる予定であること。

- (2) 「すいか」、「メロン類果実」、「まくわうり」、「みかん」、「び

わ」、「もも」及び「キウイー」に設定されている残留基準値について現行の残留基準値を削除する場合並びに残留基準値を改正する農薬であって、「すいか」、「メロン類果実」、「まくわうり」、「みかん」、「びわ」、「もも」及び「キウイー」に残留基準値を設定しない場合、別に規定する場合を除き、「すいか（果皮を含む。）」、「メロン類果実（果皮を含む。）」、「まくわうり（果皮を含む。）」、「みかん（外果皮を含む。）」、「びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）」、「もも（果皮及び種子を含む。）」及び「キウイー（果皮を含む。）」としてそれぞれ一律基準（0.01 ppm）を適用すること。

別紙

農薬アクリナトリン（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
その他のきく科野菜	● 1	2
アスパラガス	● 0.5	0.7
パセリ	1	1
トマト	0.5	0.5
ピーマン	0.7	0.7
なす	● 0.3	0.5
その他のなす科野菜	● 0.6	1
きゅうり（ガーキンを含む。）	● 0.2	0.3
すいか	● /	0.05
すいか（果皮を含む。）	● 0.1	/
メロン類果実	● /	0.02
メロン類果実（果皮を含む。）	● 0.4	/
その他の野菜（ずいき、もやし及びれんこんを除く。）	○ 20	15
りんご	0.7	0.7
日本なし	0.5	0.5
西洋なし	0.5	0.5
もも	● /	0.05
もも（果皮及び種子を含む。）	● 0.7	/
ネクタリン	2	2
あんず（アプリコットを含む。）	5	5
すもも（プルーンを含む。）	0.5	0.5
うめ	5	5
おうとう（チェリーを含む。）	2	2
いちご	0.3	0.3
ぶどう	2	2
かき	0.7	0.7
アボカド	○ 0.7	
マンゴー	0.3	0.3
その他の果実	0.3	0.3
茶	● 9	10
その他のハーブ	○ 20	15
はちみつ	○ 0.05	

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

* 「すいか」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「すいか（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

- * 「メロン類果実」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「メロン類果実（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。
- * 「もも」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「もも（果皮及び種子を含む。）」として残留基準値を設定する。

農薬インピルフルキサム（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	0.01	0.01
小麦	0.6	0.6
大麦	3	3
ライ麦	3	3
とうもろこし	○ 0.01	
その他の穀類	3	3
大豆	0.3	0.3
小豆類	0.2	0.2
えんどう	0.3	0.3
そら豆	0.3	0.3
らっかせい	○ 0.01	
その他の豆類	0.3	0.3
ばれいしょ	0.05	0.05
やまいも（長いものをいう。）	○ 0.01	
てんさい	0.07	0.07
はくさい	1	1
キャベツ	1	1
芽キャベツ	1	1
ブロッコリー	5	5
その他のあぶらな科野菜	1	1
チコリ	30	30
エンダイブ	30	30
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	30	30
その他のきく科野菜	30	30
たまねぎ	0.09	0.09
ねぎ（リーキを含む。）	2	2
にんにく	○ 0.05	
にんじん	0.2	0.2
トマト	1	1
ピーマン	○ 1	
なす	○ 0.6	
その他のなす科野菜	○ 5	
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.4	0.4
未成熟えんどう	3	3
未成熟いんげん	4	4
えだまめ	5	5
その他の野菜	5	5
みかん（外果皮を含む。）	3	3

農薬インピルフルキサム（殺菌剤）（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
なつみかんの果実全体	2	2
レモン	5	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	● 3	5
グレープフルーツ	● 2	5
ライム	5	5
その他のかんきつ類果実	5	5
りんご	4	4
日本なし	2	2
西洋なし	2	2
もも（果皮及び種子を含む。）	3	3
ネクタリン	3	3
あんず（アプリコットを含む。）	4	4
すもも（プルーンを含む。）	0.3	0.3
うめ	4	4
おうとう（チェリーを含む。）	3	3
いちご	3	3
ぶどう	4	4
かき	0.9	0.9
その他の果実	○ 2	
その他のスパイス	15	15
牛の筋肉	○ 0.02	
豚の筋肉	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.02	
牛の脂肪	○ 0.02	
豚の脂肪	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.02	
牛の肝臓	○ 0.02	
豚の肝臓	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.02	
牛の腎臓	○ 0.02	
豚の腎臓	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.02	
牛の食用部分	○ 0.02	
豚の食用部分	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.02	
乳	○ 0.02	

農薬インピルフルキサム（殺菌剤）（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
鶏の筋肉	○ 0.02	
その他の家きんの筋肉	○ 0.02	
鶏の脂肪	○ 0.02	
その他の家きんの脂肪	○ 0.02	
鶏の肝臓	○ 0.02	
その他の家きんの肝臓	○ 0.02	
鶏の腎臓	○ 0.02	
その他の家きんの腎臓	○ 0.02	
鶏の食用部分	○ 0.02	
その他の家きんの食用部分	○ 0.02	
鶏の卵	○ 0.02	
その他の家きんの卵	○ 0.02	
魚介類	0.02	0.02
はちみつ	○ 0.05	

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

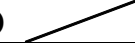
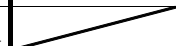
農薬スピロテトラマト（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
とうもろこし	2	2
大豆	● 4	5
小豆類	● 2	3
えんどう	● 2	3
そら豆	● 2	3
その他の豆類	● 2	3
ばれいしょ	1	1
さといも類（やつがしらを含む。）	0.6	0.6
かんしょ	0.6	0.6
やまいも（長いものをいう。）	0.6	0.6
その他のいも類	0.6	0.6
てんさい	● 0.06	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	○ 0.6	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	○ 20	7
かぶ類の根	○ 0.06	0.05
かぶ類の葉	7	7
西洋わさび	○ 0.06	0.05
クレソン	7	7
はくさい	7	7
キャベツ	7	7
芽キャベツ	○ 2	1
ケール	7	7
こまつな	7	7
きょうな	7	7
チンゲンサイ	7	7
カリフラワー	7	7
ブロッコリー	7	7
その他のあぶらな科野菜	7	7
サルシフィー	○ 0.06	0.05
アーティチョーク	1	1
チコリ	7	7
エンダイブ	7	7
しゅんぎく	7	7
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	○ 20	15
その他のきく科野菜	7	7
たまねぎ	● 0.5	0.8
ねぎ（リーキを含む。）	○ 1	0.8
にんにく	● 0.7	0.8

農薬スピロテトラマト（殺虫剤）（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
にら	● 0.5	0.8
アスパラガス	1	1
その他のゆり科野菜	● 0.5	0.8
にんじん	○ 0.06	0.05
パセリ	5	5
セロリ	● 4	5
その他のせり科野菜	5	5
トマト	● 2	3
ピーマン	● 5	10
なす	● 1	2
その他のなす科野菜	10	10
きゅうり（ガーキンを含む。）	● 1	2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	● 0.8	2
しろうり	0.2	0.2
すいか	●	0.1
すいか（果皮を含む。）	● 0.2	
メロン類果実	●	0.1
メロン類果実（果皮を含む。）	● 0.2	
まくわうり	●	0.03
まくわうり（果皮を含む。）	● 0.2	
その他のうり科野菜	7	7
ほうれんそう	○ 8	7
オクラ	1	1
しょうが	0.6	0.6
未成熟えんどう	● 2	3
未成熟いんげん	● 2	3
えだまめ	● 2	3
その他の野菜	7	7
みかん	●	0.4
みかん（外果皮を含む。）	● 4	
なつみかんの果実全体	● 0.7	1
レモン	● 0.7	3
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○ 4	3
グレープフルーツ	● 0.7	3
ライム	● 0.7	3
その他のかんきつ類果実	○ 4	3
りんご	0.7	0.7
日本なし	○ 0.9	0.7

農薬スピロテトラマト（殺虫剤）（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
西洋なし	○ 0.9	0.7
マルメロ	0.7	0.7
びわ	● 	0.7
びわ（果梗 ^{こう} を除き、果皮及び種子を含む。）	● 2	
もも	● 	1
もも（果皮及び種子を含む。）	● 1	
ネクタリン	3	3
あんず（アプリコットを含む。）	3	3
すもも（プルーンを含む。）	● 3	5
うめ	3	3
おうとう（チェリーを含む。）	5	5
いちご	10	10
ブルーベリー	● 2	3
クランベリー	● 0.2	3
ハックルベリー	● 2	3
その他のベリー類果実	● 2	3
ぶどう	○ 8	5
かき	● 2	3
バナナ	4	4
パパイア	0.4	0.4
アボカド	0.6	0.6
パイナップル	0.3	0.3
グアバ	● 2	3
マンゴー	0.3	0.3
パッションフルーツ	● 2	3
その他の果実	15	15
綿実	● 0.4	0.7
ぎんなん	0.5	0.5
くり	0.5	0.5
ペカン	0.5	0.5
アーモンド	0.5	0.5
くるみ	0.5	0.5
その他のナッツ類	0.5	0.5
コーヒー豆	● 0.1	0.2
ホップ	15	15
その他のスパイス	○ 20	15
その他のハーブ	15	15

農薬スピロトラマト（殺虫剤）（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
牛の筋肉	0.05	0.05
豚の筋肉	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05
牛の脂肪	0.08	0.08
豚の脂肪	0.08	0.08
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.08	0.08
牛の肝臓	1	1
豚の肝臓	1	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1	1
牛の腎臓	1	1
豚の腎臓	1	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1	1
牛の食用部分	1	1
豚の食用部分	1	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	1	1
乳	0.01	0.01
鶏の筋肉	○ 0.01	
その他の家きんの筋肉	○ 0.01	
鶏の肝臓	○ 0.01	
その他の家きんの肝臓	○ 0.01	
鶏の腎臓	○ 0.01	
その他の家きんの腎臓	○ 0.01	
鶏の食用部分	○ 0.01	
その他の家きんの食用部分	○ 0.01	
鶏の卵	○ 0.01	
その他の家きんの卵	○ 0.01	
はちみつ	○ 0.05	

＊ 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

＊ 「すいか」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「すいか（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

＊ 「メロン類果実」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「メロン類果実（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

＊ 「まくわうり」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「まくわうり（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

＊ 「みかん」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「みかん（外果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

- * 「びわ」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「びわ（果^こ梗を除き、果皮及び種子を含む。）」として残留基準値を設定する。
- * 「もも」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「もも（果皮及び種子を含む。）」として残留基準値を設定する。

農薬スルホキサフロル（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	2	2
小麦	0.4	0.4
大麦	0.6	0.6
とうもろこし	0.01	0.01
その他の穀類	0.2	0.2
大豆	● 1	2
小豆類	0.3	0.3
そら豆	0.2	0.2
ばれいしょ	0.05	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	0.03	0.03
かんしょ	0.05	0.05
やまいも（長いものをいう。）	0.05	0.05
こんにゃくいも	0.03	0.03
その他のいも類	0.03	0.03
てんさい	0.05	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.2	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	10	10
かぶ類の根	0.05	0.05
かぶ類の葉	6	6
西洋わさび	0.03	0.03
クレソン	6	6
はくさい	6	6
キャベツ	2	2
芽キャベツ	2	2
ケール	6	6
こまつな	6	6
きょうな	6	6
チンゲンサイ	6	6
カリフラワー	0.08	0.08
ブロッコリー	3	3
その他のあぶらな科野菜	6	6
ごぼう	0.03	0.03
サルシフィー	0.03	0.03
アーティチョーク	○ 0.9	0.7
チコリ	6	6
エンダイブ	6	6
しゅんぎく	6	6
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	10	10

農薬スルホキサフロル（殺虫剤）（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
その他のきく科野菜	6	6
たまねぎ	0.01	0.01
ねぎ（リーキを含む。）	○ 0.9	
にんにく	0.01	0.01
アスパラガス	○ 0.01	
その他のゆり科野菜	6	6
にんじん	0.05	0.05
パースニップ	0.03	0.03
パセリ	6	6
セロリ	2	2
みつば	6	6
その他のせり科野菜	0.03	0.03
トマト	2	2
ピーマン	2	2
なす	2	2
その他のなす科野菜	● 2	6
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.7	0.7
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.5	0.5
しろうり	0.5	0.5
すいか（果皮を含む。）	0.5	0.5
メロン類果実（果皮を含む。）	0.6	0.6
まくわうり（果皮を含む。）	0.5	0.5
その他のうり科野菜	● 0.5	6
ほうれんそう	20	20
オクラ	2	2
未成熟えんどう	4	4
未成熟いんげん	4	4
えだまめ	3	3
しいたけ	●	2
その他のきのこ類	●	2
その他の野菜	6	6
みかん（外果皮を含む。）	2	2
なつみかんの果実全体	2	2
レモン	2	2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	2	2
グレープフルーツ	2	2
ライム	2	2
その他のかんきつ類果実	2	2

農薬スルホキサフロル（殺虫剤）（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
りんご	0.7	0.7
日本なし	1	1
西洋なし	1	1
マルメロ	0.3	0.3
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.3	0.3
もも（果皮及び種子を含む。）	● 1	2
ネクタリン	3	3
あんず（アプリコットを含む。）	3	3
すもも（プルーンを含む。）	3	3
うめ	3	3
おうとう（チェリーを含む。）	5	5
いちご	4	4
ラズベリー	2	2
ブラックベリー	2	2
ブルーベリー	2	2
クランベリー	2	2
ハックルベリー	2	2
その他のベリー類果実	2	2
ぶどう	4	4
かき	0.7	0.7
バナナ	0.5	0.5
キウイー（果皮を含む。）	4	4
パパイヤ	0.5	0.5
アボカド	0.5	0.5
パイナップル	0.1	0.1
マンゴー	0.5	0.5
その他の果実	2	2
ひまわりの種子	○ 0.4	
べにばなの種子	○ 0.4	
綿実	0.4	0.4
なたね	0.4	0.4
ぎんなん	0.03	0.03
くり	0.03	0.03
ペカン	0.03	0.03
アーモンド	0.03	0.03
くるみ	0.03	0.03
その他のナッツ類	0.03	0.03

農薬スルホキサフロル（殺虫剤）（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
コーヒー豆	○ 0.3	
カカオ豆	0.05	0.05
その他のスパイス	10	10
その他のハーブ	15	15
牛の筋肉	0.4	0.4
豚の筋肉	0.4	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.4	0.4
牛の脂肪	0.2	0.2
豚の脂肪	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.2
牛の肝臓	1	1
豚の肝臓	1	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1	1
牛の腎臓	1	1
豚の腎臓	1	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1	1
牛の食用部分	1	1
豚の食用部分	1	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	1	1
乳	0.3	0.3
鶏の筋肉	0.7	0.7
その他の家きんの筋肉	0.7	0.7
鶏の脂肪	0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05
鶏の肝臓	0.3	0.3
その他の家きんの肝臓	0.3	0.3
鶏の腎臓	0.3	0.3
その他の家きんの腎臓	0.3	0.3
鶏の食用部分	0.3	0.3
その他の家きんの食用部分	0.3	0.3
鶏の卵	0.1	0.1
その他の家きんの卵	0.1	0.1
はちみつ	○ 0.05	

＊ 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

農薬ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート（土壌くん蒸剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
らっかせい	○ 0.05	
ばれいしょ	● 0.09	0.2
さといも類（やつがしらを含む。）	0.02	0.02
かんしょ	0.02	0.02
やまいも（長いものをいう。）	● 0.1	0.3
こんにやくいも	0.05	0.05
てんさい	0.02	0.02
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	○ 0.05	0.04
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	● 0.2	2
かぶ類の根	○ 0.02	0.01
かぶ類の葉	○ 0.02	0.01
はくさい	0.01	0.01
キャベツ	0.02	0.02
ケール	○ 0.03	0.02
こまつな	○ 0.03	0.02
きょうな	0.3	0.3
チンゲンサイ	0.1	0.1
カリフラワー	0.01	0.01
ブロッコリー	0.03	0.03
その他のあぶらな科野菜	0.2	0.2
ごぼう	0.05	0.05
しゅんぎく	0.05	0.05
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	○ 0.1	0.05
その他のきく科野菜	0.1	0.1
たまねぎ	0.1	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	○ 0.1	0.02
にんにく	● 0.1	0.2
にら	● 0.01	0.02
わけぎ	0.1	0.1
その他のゆり科野菜	0.1	0.1
にんじん	0.05	0.05
パセリ	0.03	0.03
セロリ	0.01	0.01
みつば	0.1	0.1
その他のせり科野菜	0.2	0.2
トマト	0.5	0.5
ピーマン	0.1	0.1
なす	● 0.02	0.05

農薬ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート（土壌くん蒸剤）（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のなす科野菜	0.02	0.02
きゅうり（ガーキンを含む。）	● 0.07	0.08
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.1	0.1
すいか	● 0.03	0.05
メロン類果実	0.02	0.02
その他のうり科野菜	0.1	0.1
ほうれんそう	● 0.09	0.1
しょうが	0.1	0.1
未成熟えんどう	● 0.05	0.1
未成熟いんげん	0.02	0.02
えだまめ	● 0.03	0.05
その他の野菜	● 0.05	0.1
いちご	0.02	0.02
その他のハーブ	● 0.2	0.3
はちみつ	○ 0.05	

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

農薬フルチアニル（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
パセリ	5	5
トマト	● 0.1	0.2
ピーマン	0.3	0.3
なす	0.1	0.1
きゅうり（ガーキンを含む。）	● 0.08	0.09
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	● 0.05	0.06
すいか	0.01	0.01
メロン類果実（果皮を含む。）	○ 0.09	0.07
その他のうり科野菜	0.2	0.2
未成熟えんどう	0.5	0.5
その他の野菜	10	10
りんご	0.2	0.2
おうとう（チェリーを含む。）	0.4	0.4
いちご	0.3	0.3
ぶどう	0.7	0.7
ホップ	○ 2	
はちみつ	0.05	0.05

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

農薬ホスチアゼート（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
小豆類	0.01	0.01
ばれいしょ	0.05	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	0.01	0.01
かんしょ	0.01	0.01
やまいも（長いものをいう。）	0.02	0.02
こんにゃくいも	0.03	0.03
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.05	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.03	0.03
かぶ類の根	0.08	0.08
かぶ類の葉	0.4	0.4
キャベツ	○ 0.03	
こまつな	0.2	0.2
きょうな	0.1	0.1
チンゲンサイ	● 0.1	0.2
カリフラワー	0.01	0.01
ブロッコリー	0.01	0.01
その他のあぶらな科野菜	0.1	0.1
ごぼう	0.05	0.05
しゅんぎく	1	1
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	○ 0.5	0.4
ねぎ（リーキを含む。）	1	1
にんにく	● 0.02	0.03
その他のゆり科野菜	0.01	0.01
にんじん	0.09	0.09
パセリ	3	3
みつば	0.2	0.2
トマト	0.1	0.1
ピーマン	0.8	0.8
なす	● 0.01	0.02
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.2	0.2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	● 0.1	0.2
しろうり	0.2	0.2
すいか	0.04	0.04
メロン類果実	0.2	0.2
その他のうり科野菜（とうがんを除く。）	0.2	0.2
その他のうり科野菜（とうがんに限る。）	0.1	0.1
オクラ	0.01	0.01
しょうが	0.04	0.04

農薬ホスチアゼート（殺虫剤）（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
未成熟えんどう	0.2	0.2
未成熟いんげん	0.5	0.5
その他の野菜	0.05	0.05
いちご	● 0.1	0.2
バナナ	0.05	0.05
その他の果実	0.02	0.02
その他のハーブ	0.1	0.1
はちみつ	○ 0.05	

＊ 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

※ ○:基準値を引き上げる品目等(施行期日:告示の日)

●:基準値を引き下げる品目等(施行期日:告示の日から起算して1年を経過した日)

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちゃ(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- ・「その他の陸棲^{せい}哺乳類に属する動物」とは、陸棲^{せい}哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。